

## 貸借契約書(案)

公益財団法人沖縄県産業振興公社理事長 新垣句子(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、次の条項によりノートパソコンの貸借に関する契約を締結する。

### (契約の目的)

第1条 乙は、甲に対し、この契約の条項に従って、機器等の貸借を行うことを約定し、甲は、これに対し、この契約に記載された借料を支払うことを約定するものとする。

### (契約の内容)

第2条 この契約の内容は、次のとおりとする。

- (1) 機器等の品名、数量及び設置場所 別紙のとおり
- (2) 設置の条件 別紙のとおり
- (3) 借料 金 円

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 円

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので借料に10/110を乗じて得た額である。

- (4) 借期間 年 月 日から 年 月 日まで(ヶ月)

((公財)沖縄県産業振興公社財務規程第23条の3但し書きによる「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく)

- (5) 契約保証金 免除

### (借料の支払)

第3条 乙は、月ごとに借料 金 円(うち消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の額 金 円)をその月の翌月に、甲に対し書面により請求するものとする。

2 前項の借料は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月の使用が1月に満たないときは、当該月の日数に応じて日割計算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書の受領日から起算して30日以内に支払うものとする。

3 甲は自己の理由により料金の支払いを遅延した場合は、乙に対して、前項の期間満了の翌日から支払の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

(消費税額等)

第4条 甲は、賃借料に係る消費税額及び地方消費税額を乙に支払うものとする。

2 消費税額及び地方消費税額は、将来においてその税率が変更された場合には、当該変更後の税率に基づき増額または減額されるものとする。

3 支払方法については、前条に基づき支払うものとする。

(権利義務の移転禁止)

第5条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(機器の保守管理)

第6条 物件の保守につき、乙と販売業者との別途保守契約に定めるところにより行う。

(善管義務)

第7条 甲は、機器を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(保険)

第8条 乙は、別紙に定める機器等に対し、自己の負担で動産総合保険を付するものとする。

2 前項の動産総合保険で補てんされた損害に対しては、第10条の規定に関わらず、乙は、甲に対し請求しないものとする。

(期間満了及び再リース)

第9条 機器の期間満了までに甲から再リースの意思表示があった場合は、再リース契約により継続することが出来る。

2 再リース契約を締結しない場合は、甲は、期間満了日までに直ちに乙の指定する場所に機器を返還しなければならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において当該契約に係る予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、契約内容等の見直しなどにより予算の範囲内における変更契約の可能性などについても甲乙十分に協議を行ったうえで、この契約を継続することが困難である場合に限りこの契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくこの契約の条項に違反したときは、文書をもって通知し、直ちにこの契約を解除することができる。

3 前項の場合において、甲及び乙はこれによって生じた相手方の損害については、いずれもその責を負わない。

#### (暴力団等の排除)

第11条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条1号に規定する暴力団

(2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

#### (裁判管轄)

第12条 この契約に関して紛争が生じた場合は、那覇地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### (秘密情報の取扱い)

第13条 乙は、その職務上知り得た業務上の情報（以下「秘密情報」という）を業務目的以外に利用したり、第三者に漏洩してはならない。

2 乙は、秘密情報が第三者に漏洩、又は無断で使用されないように、必要な対策をとらなければならない。

3 乙は、甲の許可なく、その秘密情報を複写、複製してはならない。

4 乙は、甲の請求があった場合、直ちに秘密が記載又は記録された書類、記憶媒体等を甲に返却又は破棄するものとする。

5 乙は、この契約期間の満了後及び契約解除後も本条を遵守するものとする。

#### (立入権及び秘密保持)

第14条 乙は、乙の従業員を、機器等の搬入保守又は管理等のため機器等の据付場所に立ち入らせることができる。この場合、あらかじめ甲の承認を得るものとする。

2 乙及び保守会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行させるものとする。

3 乙及び保守会社等は、前項の立入に際して知得した甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

#### (協議)

第15条 この契約に定めのない事項又は本契約に関して当事者間に疑義が生じた場合、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印して、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 沖縄県那覇市字小禄1831番地1  
公益財団法人 沖縄県産業振興公社  
理事長名

乙

